

平成 29 年度 沼津市 S I C を活用した旅行商品造成事業業務委託仕様書

本仕様書は、沼津市（以下「市」という。）が「平成 29 年度 沼津市 S I C を活用した旅行商品造成事業業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名等

(1) 業務委託名

平成 29 年度 沼津市 S I C を活用した旅行商品造成事業業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで

(3) 委託価格の限度額

1,995,840 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 成果品等

ア 農業体験プログラム

イ 農業体験プログラムを販売するために自社 WEB サイトに掲載した記事

ウ 毎月の報告書、提案書

エ 本業務完了報告書、その他関係資料

2 業務の概要及び目的

平成 28 年度に実施した「沼津市 SIC から始まる旅行商品企画コンテスト」で最優秀賞となった五十鈴園（沼津市のお茶農家）の活用を軸に、東名高速道路愛鷹スマートインターチェンジ（以下、愛鷹 SIC）・新東名高速道路駿河湾沼津スマートインターチェンジ（以下、駿河湾沼津 SIC）を活用した旅行商品の造成を目的とする。

観光客が沼津 IC ではなく、愛鷹 SIC・駿河湾沼津 SIC を利用するためには、SIC に近い旅行商品である必要があり、また、今までにない観光資源による旅行商品の造成が求められる。平成 28 年度に実施したコンテストの結果を受け、上記に適する旅行商品は各 SIC 周辺の農家を対象とした農業体験プログラムであると考えられるため、本業務委託は事業者に対し、市内 2 つの SIC 周辺の農家と協力した農業体験プログラムの商品開発、周知・販売及び報告・提案を委託するものである。

3 業務内容

市が各 SIC 周辺にて、本業務委託のために協力を取り付けた農家（以下、協力農家）

は別表のとおり。協力農家への訪問、連絡を密にして、下記の業務内容を実施すること。また、「沼津市 SIC から始まる旅行商品企画コンテスト」の内容等については、別添を参照すること。

(1) 商品開発

観光資源（協力農家）を観光客向けに磨き上げ、観光商品とする。

ア 協力農家の生産物等を生かした農業体験プログラム（観光商品）の開発

- ・生産物の収穫体験にとらわれず、収穫物の調理、お土産品の販売等も視野に入れた総合的な体験観光とすること。
- ・開発したプログラムは、履行期間中に受け入れ観光客の意見等を参考に継続的にブラッシュアップすること。

イ 協力農家が観光客を受け入れるための環境整備等の受入れ体制の構築

- ・観光客が協力農家へ訪問する際の案内掲示やプログラムに要する資材の手配等、体験観光を行うための環境を整備すること。

(2) 周知・販売

農業体験プログラムを WEB 等の媒体で周知し、販売する。

ア 効果的な媒体での本事業内容の周知

- ・本業務は、本市の 2 つの SIC を観光面から活用するための事業であるため、その目的に効果的に訴求する周知方法とすること。
- ・受託者 WEB サイトを含めた WEB 等の広範囲の媒体にて、写真等を組み込んだ効果的な周知を行うこと。
- ・実施時期、価格、交通案内など、観光客が実際に訪れることを想定した内容とすること。
- ・農業体験プログラムは、本市ホームページ等で紹介する予定であるため、リンクバナーや掲載記事素材を提供すること。

イ 農業体験プログラムの販売

- ・受託者 WEB サイトにて、開発した農業体験プログラムを販売すること。その際に、販売実績に応じて受託業者が受け取る手数料等は 10%程度とし、残りの販売代金を協力農家へ支払うこと。手数料等は、協力農家、市及び受託者が協議の上、決定すること。

(3) 報告・提案

農業体験プログラムの販売数等の報告、本業務内容に関する提案を行う。

ア 本業務内容の毎月ごとの報告

- ・毎月ごとに本業務内容についての開発状況、周知内容、販売数等を協力農家別、本業務内容全体について報告すること。

- ・報告に際して、協力農家からの意見を吸い上げ、今後の事業展開を効果的に実施できるように受託者の意見を付記すること。

イ 本業務内容に関する提案

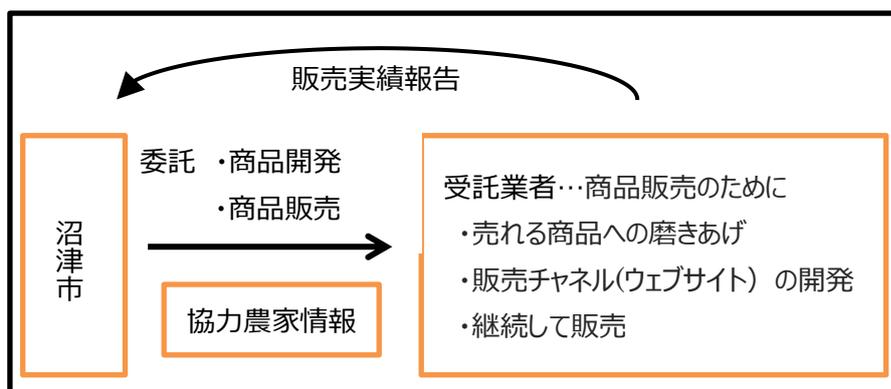
- ・本業務全体をとおして得た知見を基に、今後の本市の体験観光プログラムの開発、本市の SIC を活用した観光事業の参考とするための提案書を作成し、提出すること。

(4) その他

農業体験プログラムの継続的な販売に向けた協力農家との協調について

- ・本業務において開発、周知、販売する農業体験プログラムの内容及び、受託者 WEB サイトに掲載する農業体験プログラムの内容については、協力農家が自由に改変できるようにし、受託者が改変する場合は協力農家と協議の上、実施すること。
- ・本業務において開発、周知、販売する農業体験プログラムは、協力農家の意向を踏まえて本業務の履行期間以後の継続的な販売に向けた協議及び調整を行うこと。

業務内容のイメージ図



4 実施体制

- (1) 受託者は、市から本業務に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合、市と受託者双方の協議の上、市に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、市及び関係者との定期的な協議を行うとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には、その都度市の指示を受けること。

5 留意点

(1) 業務の再委託について

業務の再委託について、専門的な知識や技術を要する業務などの第三者への委託は可能とするが、業務全体に関することを包括的に第三者へ委託することは不可と

する。

(2) 委託業務実績報告書等の提出について

受託者は、委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書、収支決算書、仕様書に定める成果品及び委託業務完了届出書を、委託業務終了後、速やかに市に提出しなければならない。

(3) 業務委託料の返還について

市は、受託者が本業務の実施にあたり、本仕様書の事項に反していることが分かった場合、支払われた業務委託料の一部または全部を返還させることができる。

(4) 緊急時対応について

受託者は、緊急有事の際にすばやく対応できるようにすること。

(5) 業務遂行上のトラブルについて

業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、市と受託者双方の連携の上、速やかに解決を図る。

(6) 仕様書等の変更について

本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、市と受託者双方の協議により、これに従わなければならない。

(7) 著作権の譲渡等

本業務の成果品については、次年度以降の市及び協力農家による改変等を継続的に行っていく予定であることから、「沼津市業務委託契約約款」第6条（著作権の譲渡等）に定めるとおり取り扱うものとする。

6 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、市と受託者双方の協議の上、これを解決するものとする。

別表

| 農家 | 住所 | 実施可能な農業体験・時期（例） |
|--------------------|-------------|---|
| 鈴木崇史 （ぐり茶の五十鈴園） | 沼津市東原 491 | お茶の実摘み 11月～3月 お茶畑ウォーキングツアー 年中 |
| 深澤貞博 | 沼津市井出 745-7 | プチヴェール 12月～2月 |
| 片山恵美子 | 沼津市根古屋 538 | 長ねぎ 11月～3月 |
| 片山淳史 | 沼津市根古屋 538 | しいたけ 年中（10月～4月が旬） きくらげ 年中 ジャンボなめこ 11月中旬～3月末 ひらたけ 11月中旬～3月末 |
| 藁科義次 （お茶の興園） | 沼津市井出 103 | コン太 1月下旬～3月下旬 お茶 4月下旬 米、正月飾り 年中 |